

生衛第1133号
令和2年3月24日

各保健所長 殿

保健福祉部長
(公印省略)

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部改正について

このことについて、別添のとおり一部改正し、令和2年3月24日付け、県公報に掲載しましたので通知します。

本改正については、3月24日に公布され、4月1日から施行されますので、関係業者への周知・指導について、よろしくお願いいたします。

なお、岡山県公衆浴場業生活衛生同業組合及び岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合には、別添写しのとおり通知済であることを申し添えます。

記

1 改正の背景

令和元年9月19日付けで、厚生労働省により示された公衆浴場等における衛生等管理要領（「公衆浴場における水質基準等に関する指針」、「公衆浴場における衛生等管理要領」及び「旅館業における衛生等管理要領」）が改正されたことから、これらの入浴設備の衛生措置等に関する基準について見直しを行ったものである。

なお、構造等に係る基準については、来年度以降に既施設の実態調査を行った上で、改正等について検討する。

2 主な改正内容（公衆浴場及び旅館共通）

(1) 衛生措置

- ・浴槽、循環配管及びろ過装置等におけるレジオネラ属菌の増殖及びバイオフィルムの形成を抑制するために、循環式浴槽に湯水があるときは、ろ過装置及び消毒装置を常に作動させることとした。

(2) 水質基準項目

- ・浴槽水の消毒を結合塩素のモノクロラミンにより行う場合の、浴槽水中の残留塩素濃度について、規定を追加した。
- ・浴槽水の消毒を塩素系消毒剤で行う場合の、浴槽水中の遊離残留塩素濃度について、従来の「0.2～0.4mg/L以上」から「0.4mg/L以上」に変更した。
- ・原水及び浴槽水中の有機物の指標として、従来の過マンガン酸カリウム消費量に加え、新たな選択肢として全有機炭素（TOC）により確認する場合の基準を追加した。
- ・原水の水質基準として、「大腸菌群」が検出されないこととしていたものを「大腸菌」が検出されないことに変更した。

(3) その他

- ・用語の定義の追加、文言の整理等を行った。

3 水質等に関する基準の検査方法は次表のとおりとする。

(1) 原水の水質の検査方法

色度	「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する方法	
濁度	同上	
水素イオン濃度指数（pH値）	同上	
有機物等	過マンガン酸カリウム消費量	滴定法
	全有機炭素量	「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する方法
大腸菌	同上	
レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法（※）	

(2) 浴槽水の水質の検査方法

濁度	原水検査法と同じ
有機物等	原水検査法と同じ
大腸菌群	「下水の水質の検定方法等に関する省令」（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法
レジオネラ属菌	原水検査法と同じ

(※) レジオネラ属菌の具体的な検査方法については、「公衆浴場における浴槽水等のレジオネラ属菌検査方法について」（令和元年9月19日薬生衛発0919第1号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長通知）を参照すること。

4 施行日

令和2年4月1日

5 県公報URL

<https://www.pref.okayama.jp/site/534/>